

# 令和4年御代田町農業委員会 11月定例会議事録

■ 日 時 令和4年11月30日（水） 開会 午後3時00分  
閉会 午後5時00分  
■ 場 所 御代田町役場 委員会室

出席農業委員 13名

会長	1番	大井壽尚	委員	9番	徳吉正博
職務代理	2番	内堀文夫	委員	10番	飯塚仁子
委員	3番	萩原正康	委員	11番	市川孝
委員	4番	浅沼伸吉	委員	12番	塚田正博
委員	5番	内堀孝昌	委員	13番	萩原富士子
委員	7番	萩原隆	委員	14番	古越久男
委員	8番	山本裕之			

出席農地利用最適化推進委員 5名

茂木直人	柳澤弘久
古越優	金澤賢司
高山修浩	

欠席者

清水陽子

事務局 局長 金井英明  
係長 古越易臣  
係員 斎藤翔

## ■ 議事

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請(1件)
- (2) 農地法第4条の規定による転用許可申請(1件)
- (3) 農地法第5条の規定による転用許可申請(6件)
- (4) 農地利用集積計画の決定について
- (5) 非農地通知発出について(3件)
- (6) その他

内堀会長代理

これより令和4年御代田町農業委員会11月定例会を開会いたします。

大井議長

浅間山に雪が積もり、気温も寒くなってきました。皆さまは、農作業のほうも落ち着いてきましたでしょうか。体調を崩さないように気を付けてください。会長として参加する会議がこれから多くなってきます。会議の内容については、後日皆さんにお伝えしたいと思います。

議事録署名人は11番市川孝委員、12番塙田正博委員を指名します。それでは、議事に入ります。議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について、計画4-3-13の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について、計画4-3-13を説明いたします。申請農地は大字御代田[ ]、地目は畠、面積は2,271m<sup>2</sup>です。譲受人、[ ]氏、譲渡人、[ ]氏です。譲渡人は贈与希望、譲受人は贈与希望によるものです。

8番山本委員

本申請地は傾斜があり、現況畠ではなく山林です。譲受人に耕作する意思があるのか確認したところ、耕作は難しいかもしれないとの回答でした。隣接地では譲受人の[ ]が土地を借り、ウッドチップを用いてカブトムシの幼虫を育てていたようで、本申請地についても利用しないかとのことで3条申請による贈与のお話があったとのことです。このまま3条申請を許可したとしても、遊休農地になる可能性が高いと思います。それよりは、非農地証明の申請をしていただき山林としたほうがよいのではないかと考えます。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

茂木推進委員

申請が却下になる見込みがあり非農地証明の話をしたのであれば、相談段階でお伝えした方がよかつたのではないのでしょうか。

8番山本委員

現地確認したのが2日前でしたので時間の猶予がありませんでした。時間の猶予があれば、お伝えしていきたいと思いま

す。

古越優推進委員

私も山本委員と一緒に現地確認に行きました。この場所で、じやがいもを一反歩栽培するのは困難かと思います。

大井議長

他に意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈举手なし〉

では、3条申請ではなく非農地証明による申請を求める方がよいと思われる方の举手を求めます。

〈全員举手〉

本申請は却下しますが、申請者に非農地証明の提出を求めてください。

議案第35号農地法第4条の規定による許可申請について、計画4-4-2及び議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について、計画4-5-43の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第35号農地法第4条の規定による許可申請について、計画4-4-2及び議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について、計画4-5-43の説明をいたします。4-4-2の申請農地は大字御代田[REDACTED]、地目は畠、面積は369m<sup>2</sup>です。計画者は[REDACTED]氏です。道路敷地とする計画です。4-5-43の申請農地は太字御代田[REDACTED]、地目は畠、面積は529m<sup>2</sup>、及び[REDACTED]、地目は畠、面積は369m<sup>2</sup>です。譲受人は[REDACTED]氏、譲渡人は[REDACTED]氏です。住宅と道路敷地とする計画です。

古越優推進委員

本申請地は私が借りて耕作しておりました。西側は宅地分譲されております。北側は農道ですので、接道要件を満たすために南側の道路に続く道を作ることです。東側の農地は私が栽培しております、計画者から説明を受けております。計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

事務局齋藤

計画 4-5-44 を説明いたします。申請農地は大字御代田 [REDACTED] 、地目は畠、面積は 1,192 m<sup>2</sup> 及び [REDACTED] 、地目は畠、面積は 28 m<sup>2</sup> です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。宅地分譲する計画です。

11 番市川委員

申請地の中には栗の木がありましたので、数カ月前には栗の木があったと思われます。ただしそれ以外は長年農地として利用はないようです。周辺には住宅と畠がありますが、畠への影響はないと考えます。計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-45 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-45 を説明いたします。申請農地は大字御代田 [REDACTED] 、地目は畠、面積は 461 m<sup>2</sup> です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。住宅を建築する計画です。

4 番浅沼委員

周辺は地目では畠となっていますが、現況は山林や原野となっています。土地はフラットですが、南側に大きな木が 2 本生えていますし、土壤の状態も農地には適していません。周辺には宅地が多くあることからも、計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举

手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-46 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-46 を説明いたします。申請農地は大字御代田

、地目は畠、面積は 1,115 m<sup>2</sup>です。譲受人は

氏、譲渡人は

氏です。宅地分譲する計画です。

12 番塚田委員

申請地の南側は私の畠に隣接しておりますので、境界の立ち合いの際に、事業の内容についてお話を聞いておりました。計画では土地の西側を分筆し、一部農地として残すこととしています。これは、西側にお住まいの 氏が譲渡人の であります。分譲地と 氏の自宅の間を少し空けてほしいとの依頼があつたことによるものだそうです。申請地は南側へ傾斜しており私の畠に水が流れてくる可能性があるため、浸透トレーンチを用いて水が流れないように計画されています。東側の農地については、土地が 1 m ほど高く擁壁がありますので影響はありません。計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-47 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-47 を説明します。申請農地は大字草越

、地目は田、面積は 482 m<sup>2</sup>です。譲受人は 氏、譲渡人は 氏です。住宅を建築する計画です。

9 番徳吉委員

東側は住宅地が広がっています。地目は田となっていますが、長年耕作した様子はありません。計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-48 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-48 を説明します。申請農地は大字御代田

、地目は畠、面積は 1,513 m<sup>2</sup>です。譲受人は [REDACTED]  
氏、譲渡人は [REDACTED] 氏で  
す。駐車場兼資材置場とする計画です。

12 番塚田委員

[REDACTED] の事務所に行き、お話を伺ってきました。  
隣接の山林については、既に [REDACTED] 氏から購入し利用しているよ  
うです。東側は古越推進委員の農地に隣接しており、何度か境  
界立ち合いで計画の説明をされており、問題はないとい  
うています。西側から東側に向かって高さ 1m ほどの傾斜があり、土  
を削るようですが、周辺農地に影響がないよう法面の保護には  
留意していただけるようです。資材は、土建業で利用するもの  
を置き、その他社員の駐車場として利用する予定です。南側に  
沢がありますので、浸透トレーンチを用いて水の処理をするよ  
うです。計画通りの転用で問題はないと思います。

古越優推進委員

私の農地との境界には土壙を設けていただけるとのことで、  
承知しております。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、議案第 37 号農地利用集積計画の決定について説明を  
お願いします。

事務局齋藤

議案第 37 号農地利用集積計画の決定について説明いたしま

す。利用権の設定を受ける者が3名です。畑が5筆、7,352 m<sup>2</sup>です。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

内堀会長代理

■さんは、草刈りをせず周辺農地に迷惑をかけているという話を聞いていますが、何か農業委員会から指導することはできるのでしょうか。

古越係長

あまりにも周辺に影響があるようであれば、こういう指摘がありました、とお伝えすることは可能です。

大井議長

他に意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、議案第38号非農地通知発出受付81番について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第38号非農地通知発出受付81番について説明します。申請農地は大字御代田■、地目は畑、面積は358 m<sup>2</sup>、及び■、地目は畑、面積は1210 m<sup>2</sup>、申請者■氏です。申請地は現況が山林であるため耕作できません。また今後農地として利用する意思もないとのことから本申請が提出されました。

高山推進委員

しなの鉄道の線路の北側の埋め土した場所です。山林であり、大きな石やU字溝も転がっており畑にすることはできないと思います。非農地判定し、別の用途で利用してもらったほうが景観上よくなると思います。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、申請を承認します。

次は同じ塩野区ですので、非農地通知発出受付 84 番、85 番について同時に説明をお願いします。

事務局齋藤

非農地通知発出受付 84 番、85 番について説明します。84 番申請農地は大字塩野 [REDACTED]、地目は畠、面積は 387 m<sup>2</sup>、申請者は [REDACTED] 氏及び [REDACTED] 氏です。85 番申請農地は大字塩野 [REDACTED]、地目は畠、面積は 340 m<sup>2</sup>、申請者は [REDACTED] 氏及び [REDACTED] 氏です。申請地は現況が山林であるため耕作できません。また今後農地として利用する意思もないとのことから本申請が提出されました。

5 番

内堀孝昌委員

農地には樹木が生え、周辺は宅地が広がってきてています。この場所を農地として戻すことは困難であるため、非農地として別の有効利用方法を検討した方が良いと思います。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、申請を承認します。

事務局齋藤

事務局から、事務連絡

内堀会長代理

以上で御代田町農業委員会 11 月定例会を終了します。お疲れ様でした。

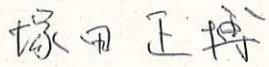
この議事録(令和4年11月定例会)の内容に相違ないことを証するため、

下記に署名する

農業委員会長



議事録署名委員



議事録署名委員

